

令和4年度 第6回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和5年1月18日開催

高野町農業委員会

令和4年度 第6回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和5年1月18日(水)

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場 2階 会議室

●出席委員 1番 井阪 晴美 3番 上田 静可 4番 柳 葵
5番 梶谷 廣美 6番 井手上 治己 7番 下名迫 勝實
9番 泉平 和廣 10番 森脇 伸宜

以上8名出席

●出席推進委員

以上0名出席

●欠席委員

2番 木村 金男 8番 西辻 政親

以上2名欠席

●事務局員 事務局長 茶原 敏輝

事務局員 松本 斉・阪田 泰規

●関係者

●議事事項

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（松本 斉）

おはようございます。皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

定刻になりましたので、令和4年度第6回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日の出席委員8名、欠席委員2名、欠席委員の内訳が2番、木村委員、8番、西辻委員となっております。

高野町農業委員会会議規則第10条による規定を超えておりますので、本日の本委員会は成立していますので、御報告いたします。

それでは、事務局長より挨拶をお願いします。

事務局長（茶原敏輝）

おはようございます。もう15日過ぎてしまいましたけど、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

全国的に鳥インフルエンザが過去にないぐらい広がっていて、いろんなところで、一斉処分みたいなことが出ております。高野町においては、養鶏されているところがないので、あまり心配はないのかなと思いますけれども、農作業されている中で、野生の鳥でも、やはり、かかって落ちるといったようなことございますので、もし、そういった事例がありましたら、触らずに通報いただいて、県のほうにまた連絡をしていきたいなと思いますので、その点だけどうぞ気をつけていただけたらと思っております。

今日の議案につきまして、慎重審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（松本 斉）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく、議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は3番、上田委員、5番、梶谷委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長、よろしくをお願いいたします。

議長

はい。改めまして、明けましておめでとうございます。本年も新しい年、うさぎ年ですので、跳んで跳ねてという、いろいろと……ありますけど、よい年であるように、お願いしたいと思います。まだ、コロナもかなり、なかなか収まりもないんですけど、時々皆かかったというのを聞きますけど、皆さん、気をつけて日常送っていただきたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

議案第4号、農地法3条の規定による許可申請について、事務局

より説明、お願いいたします。

事務局（松本 齊）

それでは、座って続けさせていただきます。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので、委員会の可否を求める。

令和5年1月18日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

今回の申請は、1件でございます。農地の所在、……ほか1筆で、場所については、5ページの航空写真を御覧ください。

登記簿地目は……。現況地目も……です。農振区分は、……です。面積は……平方メートルです。権利の種別は、……による所有権の移転です。

譲渡人の住所、氏名、……、……氏。申請理由は、……の希望によるものです。

譲受人の住所、氏名は……、……氏です。申請事由としましては、本格的に……を行うとのこと。

補足説明としまして、現地調査につきましては、1月12日に事務局と木村委員と実施いたしました。後ほど、木村委員、本日、欠席になってますので、事務局代読により報告いたします。

それでは、木村委員の代読にさせていただきます。

議案第4号について。令和5年1月12日に事務局の松本係長、阪田主査と共に現地調査を行いました。当該申請地においては、現在、一部、耕作はされています。

申請者は今回取得の農地で……や……、……の栽培を行い、安定的な農業経営を目指すことから、引き続き、取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。

事務局説明のとおり、現地において、農地法第3条の許可相当と判断しました。

報告を終わります。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局並びに担当委員の農業委員さん、今日は出席してないですけど、代読していただきました。

何か御意見、御質問などございませんか。

何か畑は、この……とかそれだけですか。

事務局（松本 齊）

ごめんなさい。もう少し詳細、調査書の詳細お伝えします、すみません。

6ページの調査書を御覧ください。

1号の全部効率化要件については、・・・等の栽培を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため、該当しません。また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、・・・のため適用はありません。4号の農作業従事要件については、譲受人が年間・・・日、家族経営者として、・・・日農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当せず、5号の下限面積については、高野町が全域で10アールの設定で今回の取得面積併せて・・・アールのため該当しません。また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で・・・や・・・等の栽培を行い、効率的な能率経営を目指すとのこと。

今回の申請地の位置から見て、農作業の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査をしたところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と判断しております。以上です。

ちょうどこの・・・さんの家の裏手なんですけれども、家から近いところで、・・・の苗というんですかね、そういうのを作っておられまして、家の前も5ページの、ちょっと見えにくいんですけど、ちょうど家と畑の間に、家があるんですけども、家の前のところはもう・・・の苗とか植えたり、・・・とか・・・を作っておられたんで、引き続きそのまま耕作されるというふうには聞いております。

以上です。

議長

分かりました。

何か御意見、ございませんか。

御意見がないようですので、議案第4号について、許可したいと思えます。

続きまして、報告第7号、農地法第3条第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局(松本 齊)

報告第7号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告する。

令和5年1月18日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

本案件は、議案、10ページを御覧ください。10ページに記載のとおり、・・・を含む計・・・筆の・・・による農地

の権利取得の届出がありました。

受付番号6の申請者の住所は・・・・・・・・・・、・・・・・・・・・・氏です。

農林水産省の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受理通知書を交付します。

以上です。

議長

ありがとうございました。

第7号について、御質問など、ございませんか。

ないですか。・・ですので。ないですか。

ないようですので、報告第7号につきましては、以上といたします。

今日は、これで以上。予定していた審議は全て終了しました。

その他について、事務局、何か説明ございませんか。

事務局（松本 斉）

肥料高騰の申請、案内を回覧のほうで回らせていただいていたと思うんですけども、申請書の書類であったり領収書のほう、いただいております。また何か御不明な点等ございましたら、民農か私のほうへまた御連絡いただいたら説明なりは、させていただきますと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

事務局（松本 斉）

すみません。もう一点。この4月1日から下限面積の10アールっていうのが、国の法律で撤廃されるようになりました。ですので、これから、農地取得される方、今まででしたら、10アールを、これから、今回の・・・・・・・・・・さんでもそうなんですけれども、取得することで10アールを超えとか、もともと耕作してる農地が10アール以上あったっていう方は許可、認めておったんですけども、その下限面積がなくなりますので、今後、変な言い方ですけど、誰でも農地を簡単に取得することが可能になってまして、こないだちょっと会議のほうで、和歌山県の農業会議のほうとも会議で行ってきたんですけども、大分、審査する側で、本当に耕作ちゃんとするのかとか、そういうのを大分ちょっと徹底的に調べていかなあかんし、今後それを許可したとしても、農業委員さんの協力で、本当に耕作してるんかとか、そういったことをちょっと見といてもらわなあかん、見守りをしていただかないといけないという案件も出てくるのかなというふうに思いますので、またちょっとお手数なんですけど、そういったことがありましたら、御相談等も受けていただきたいのと。あ

と、そういった見守り。いつも農地行かれるときにいろんなほかの農業者さんの農地とかも一緒に見ていただいていると思うんですけども、引き続き、そういった見守り、お願いしたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

事務局長（茶原敏輝）

肥料高騰の関係の補助金につきましては、使わなければ、国へ返してしまうことになりますので、せっかく使える割り当てがあつてのことなので、ぜひ、使える限り使っていただいたらというふうに思いますので、ちょっと邪魔くさい手続になる、去年の、買ったときの領収書が要るよとか、農産物の売買した証拠が要るよみたいなところもあるんですけども、その点、できる限り書類そろえていただいて、申請いただいたらなと思いますので、どうぞよろしく願いしときます。

事務局（松本 齊）

今、事務局長のほうからもありました、確定申告等でお米作つて収入があるよつていうのでも、全然いけますので、またありましたら、何なりと声かけていただけたらと思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。

井手上委員

ちょっと教えてください。勉強不足で申し訳ない。下限面積なくなるつていう話、聞かせてもうたんですけど、日本全国どこでもですか。

事務局（松本 齊）

はい。農地法が変わるんで、全国的にもう、よそは50アール、今までの基準は50アールで国から下りてきつたんですけども、高野町が50アールつてちょっとしんどいよつていうことで特別に10アールで設定させていただいてたんですけども、全国的に、50アールなり10アールつていう下限面積は撤廃となつております。

森脇委員

もう一個よろしい。

議長

どうぞ。

森脇委員

今言うた、肥料の補助の件やけども、今、支払いというか、もらえるのは去年の分を対象ですわね、これ。

事務局（松本 斉） 4年分と5年の1月まで購入分だったと思います。

森脇委員 そうですね。今年は1日から、今年の分のやつは、また、来年もこんな制度あるとかないとか、そんなんまだ分からん。

事務局（松本 斉） 国の予算になりますので、今回のこの国の予算がちょっと残ってたり。

森脇委員 もしか前もってまた来年もこういう形で申請できるのであればまた、その書類とか置いておいて、またしようかなってできるんやけども。

事務局長（茶原敏輝） 令和4年の4月1日から令和5年の1月23でしたか、出される期間内で売買が成立している肥料の分が今回対象になりますので、納品はまだでも、先買いということで、お金払われていたら、春用の肥料についても対象になったとは思うんですけども。

森脇委員 今年の4月。

茶原事務局長 いや、令和4年4月1日、要は、令和4年度。

森脇委員 要は、去年。

茶原事務局長 去年。

森脇委員 今年の分に関しては来年になるか分からんっていうこと。

茶原事務局長 今回。

森脇委員 上がるのは、今年の分からと思いますので、実際上がるっていうのはね。

下名迫委員 もう早うから上がってるで。

事務局（松本 斉） 結局、さらに上がってるっていうふうに聞いているんです。

下名迫委員 かなり上がってる。

事務局（松本 斉） 一回上がって、また、もう一回上がってる。

下名迫委員 さらに、今年の2月からもう一段階上がる。

事務局長（茶原敏輝） 来年度、令和5年度であるかないかっていうのは全く、国の施策になってくるので、分からないんですけども、ただ、流れ的には、円高の水準のほうを一旦、かなり円安になっていたんかな。これが125円ぐらいまで戻ってきております。いつかの円安水準はかなり回収されてきた。それと、あと、ウクライナの戦争の関係の流通のコスト、原油のほうがなかなか入りにくくなってる中で上がるみたいなどころがあるんですけども、一旦は、為替の、円安のところは円高に、元どおり振ってきてる中で、ちょっと来年どうなるかっていうのは分かりにくくなっています、はい。

事務局（松本 斉） 基本的に、うちの灯油券とかでもそうなんですけど、国の緊急的な予算がついたのが、県、市町村へ下りてきてるんで、これはちょっと突発的なことなんで、ちょっと私どもも来年あるかとかっていう予想がちょっとつきにくいところは、正直あります。分からないところが。

森脇委員 絶対に、毎年あるのであれば、領収書とかずっと取っておいたほうがええなと思ってね。

事務局（松本 斉） もしあれでしたら、これからも置いておいていただけたら有り難いかなと。

下名迫委員 町独自でやってくれるわ。

議長 町独自でまた考えてくれるか分からんしな。領収書とか納品書は、これから置いたほうがええわな。今まで、割と、おろそかにしとったんで。

事務局（松本 斉） そうですね。結構、もう領収書ないんやっていう、農協さんとかやったら再発行できるみたいなんですけど、どうしてもホームセンターで買われてる方とかちょっと領収書再発行してくれへんっていうふうに聞いてますんで、ちょっと残念された方も。

下名迫委員 領収書って、レシートでもええんやろ。

事務局（松本 斉） レシートでも結構ですよ、大丈夫です。

上田委員 10アールはもういけるってときになったら、今10アール

あつたら仮登記で本登記できるわけやな。

10アールひっかかって、できないで仮登記で終わらせたそれを本登記できるね。

事務局（松本 齊）

はいはい。ですね。ほな、うちからまた3条やったら調査行かせてもらいますし、はい。一回、農業委員会で可決いただければ、うちからの許可申請、指令書出させてもうたら、仮登記で止まってるやつも登記可能になってくると思います。

議長

ないですか。どうぞ。

井阪委員

すみません。井阪。

・・・のあれは、まだそのままずっとしてるんですか。

事務局長（茶原敏輝）

申請していただいた内容、確認をさせていただいております。かなり申請内容に不備がございますので、現在、その内容を確認して、また、不備があるところについては補正をいただくとか、中には、要件を満たさない状態で申請いただいた分もありましたので、これについては再提出いただくような形になるのかなと思っております。もう少し、中身確認して、事務作業したり、申請者のほうにまた、申請の補正であったり、再提出をまた指示させていただく形になるのかなというふうに思っております。

高野町の農振の計画がございます。この計画との整合性っていうところがありますので、そこも今、ちょっと勉強させていただいているようなところです。

また、正式に受け付けられるものかどうかというところは、また判断をさせてもらわなあかんのかなというふうには思っています。

議長

ほかにはないですか。ないようでしたら、今日の会議は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

*****午前10時24分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なこ

とを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

署名委員 3 番 _____

署名委員 5 番 _____